

# 静岡県警察ホームページ運営要綱の制定について

(平成9年10月1日甲通達第49号)

警察に対する県民の一層の理解と協力を得、県民のための警察づくりの一環として、平成7年12月1日からインターネットホームページを開設したところであるが、高度情報化社会におけるインターネットの特性を生かしたより効果的な広報活動を推進するため、別添のとおり「静岡県警察ホームページ運営要綱」を定めたので、適正かつ効果的な運営に努められたい。

別添

## 静岡県警察ホームページ運営要綱

### 1 目的

この要綱は、静岡県警察ホームページ（静岡県警察における広報活動を効果的に推進するため、インターネット上に開設するウェブサイトをいう。以下「県警ホームページ」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 準拠

県警ホームページの運営については、静岡県警察広報活動実施要綱の制定について（平成14年例規広第2号）に定めのあるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### 3 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「本部ホームページ」とは、県警ホームページのうち、県本部の業務に関する情報を提供し、又は県民から寄せられる各種情報を把握するためのものをいう。
- (2) 「署ホームページ」とは、県警ホームページのうち、署の業務に関する情報を提供するためのものをいう。

### 4 管理体制

#### (1) 運用管理者

ア 県本部に運用管理者を置き、県本部広報課長をもって充てる。

イ 運用管理者は、県警ホームページの総合的な管理及び円滑な運用に当たるものとする。

ウ 運用管理者は、各所属から県警ホームページの作成等に関する質疑を受けたときは、指導、助言等に当たるものとする。

#### (2) 運用責任者

ア 本部運用責任者

(ア) 県本部所属に本部運用責任者を置き、所属長をもって充てる。

(イ) 本部運用責任者は、本部ホームページに関し、その主管する業務に係る情報の掲載、管理等に当たるものとする。

(ウ) 本部運用責任者は、本部ホームページに関し、その主管する業務に係る効果的な運用に留意し、警察活動の状況等を県民に伝えるとともに、県民の意見、要望等を警察活動に反映させる等して県民の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

イ 署運用責任者

(ア) 署に署運用責任者を置き、署長をもって充てる。

(イ) 署運用責任者は、署ホームページの情報の掲載、管理等に当たるものとする。

(ウ) 署運用責任者は、署ホームページの効果的な運用に留意し、警察活動の状況等を県民に伝えるとともに、県民の意見、要望等を警察活動に反映させる等して県民の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

(エ) 署運用責任者は、署ホームページに情報の掲載等を行う場合において、必要と認めるときは、当該情報に係る業務を主管する県本部の課長等から事前に承認を得るものとする。

(3) 運用補助者

ア 所属に運用補助者を置き、県本部所属にあつては補佐等、署にあつては課長（会計官が置かれる署の会計課にあつては、主幹）をもって充てる。

イ 運用補助者は、県警ホームページの情報の掲載、管理等に関し、県本部所属にあつては本部運用責任者を、署にあつては署運用責任者を補佐するものとする。

ウ 運用補助者は、主管する業務に係る掲載内容を適宜検証し、必要に応じて更新する等、県民に最新の情報を提供するよう配慮するものとする。

(4) 運用担当者

ア 所属に運用担当者を置き、県本部所属にあつては本部運用責任者が、署にあつては署運用責任者が指定する者をもって充てる。

イ 運用担当者は、運用補助者を補佐し、県警ホームページに掲載する原稿の作成を行うものとする。

5 県警ホームページによる広報活動

県警ホームページによる広報活動は、次により情報を発信し、又は受信して行うものとする。

(1) 情報の発信

情報の発信は、静岡県ホームページで使用する県サーバを利用して行うものとする。

(2) 情報の受信

情報の受信は、当該情報に係る業務を主管する県本部の課等において、「しずおかデジタル・オフィス」ネットワークに接続された端末を利用し、「ふじのくに電子申請サービス」による電子メールで行うものとする。

6 利用の申込み

本部運用責任者及び署運用責任者（以下「運用責任者」という。）は、県警ホームページに情報を掲載し、掲載内容を変更し、又は掲載内容を削除しようとするときは、静岡県警察ホームページ利用申込書（別記様式。以下「利用申込書」という。）に必要事項を記入の上、運用管理者に送付するものとする。

#### 7 県警ホームページへの掲載等及び協力依頼

- (1) 運用管理者は、前記6の規定により送付を受けた利用申込書に基づき、県警ホームページへの掲載等を行うものとする。
- (2) 運用管理者は、本部ホームページへの掲載等を行うに当たり、必要があると認めるときは、利用申込書を送付した本部運用責任者に対し職員の派遣その他の協力を求めることができるものとする。

#### 8 各種情報等の提供

- (1) 運用責任者は、他機関等から県警ホームページのリンク設定を希望する旨の依頼を受けた場合は、運用管理者と協議の上、その可否を決定するものとする。
- (2) 県警ホームページに掲載された情報、画像等について、他機関等から利用の申込みがあった場合は、当該情報等に係る事務を主管する運用責任者が提供の可否について判断を行うものとする。

#### 9 電子メールの取扱い

受信した電子メールについては、相談業務に関する訓令（平成14年県本部訓令第7号）に定める「相談等」又は警察職員の職務執行に対する苦情取扱要綱の制定について（平成13年甲通達県民第42号）に定める「苦情」として取り扱うものとする。

#### 10 公開適否の判断

発信する情報が公開に適するか否かの判断を必要とする場合は、原則として県警ホームページを利用する運用責任者が県本部警察相談課長と協議するものとする。

#### 11 留意事項

運用管理者は、県警ホームページによる広報活動を適正かつ効果的に推進するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 発信する情報の知的財産権に留意すること。
- (2) 利用者の利便性、実用性及び操作性に配慮した県警ホームページの作成に努めること。
- (3) 電子メールで受信した情報の保秘に努めること。